

**社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項**  
**【社会福祉法人運営面】**

●役員（理事及び監事）、評議員関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
役員の選任における要件確認について	理事の選任の際に、各候補者が社会福祉法第44条第4項各号に該当するかどうかを議案書等において明らかにしていない。	理事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません。 (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 (3) 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者  各候補者がどの区分に該当するか、議案書等に明記することが望ましいです。
	監事の選任の際に、各候補者が社会福祉法第44条第5項各号に該当するかどうかを議案書等において明らかにできていない。	監事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません。 (1) 社会福祉事業について識見を有する者 (2) 財務管理について識見を有する者  各候補者がどの区分に該当するか、議案書等に明記することが望ましいです。
監事の選任について	理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合に、監事の過半数の同意を得ていない。	監事は評議員会の決議によって選任されますが、社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、監事の過半数の同意を得なければなりません。
評議員及び役員の選任について	評議員及び役員の各候補者が、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係に無いか、暴力団員等の反社会的勢力の者で無いかについて、誓約書等により確認できていない。	評議員及び役員の候補者が以下のケースに該当していないか、候補者から誓約書等を徴することにより確認することが必要です。 (1) 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。 (2) 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと。 (3) 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと。  なお、神戸市ホームページ（各種様式）に「評議員・役員資格等確認書」を掲載しているので、必要に応じて利用してください。
	選任された評議員及び役員から、就任承諾書を徴していない。	社会福祉法人と評議員、役員の関係は、委任契約であると考えられます。適正な選任手続を経た委任契約であることを明確にするために、本人の就任承諾書と履歴書を提出してもらうことが適当です。
	評議員及び役員の履歴書について、作成日付を記載したものを改選時ごとに徴していない。	

**社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項**  
【社会福祉法人運営面】

●役員報酬等関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
役員報酬等の決議について	理事の報酬等の年間支給総額が社会福祉法第45条の16第4項に基づいて、監事の報酬等の年間支給総額が同法第45条の18第3項に基づいて、定款にその額を定めるか又は評議員会の決議によって定められていない。	役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（「報酬等」という。）の額は、定款にその額を定めるか又は評議員会の決議により定めることが必要です。無報酬とする場合でも、その旨を定める必要があります。 なお、定款において無報酬と定めた場合には、報酬等支給基準を別途策定する必要はありませんが、評議員会の決議によって定める場合には、報酬等支給基準を策定する必要があります。
報酬総額の公表について	現況報告書で公表する理事の報酬総額について、職員給与を含めた額を記載していない。	役員の報酬等については、社会福祉法人の公益性を確保するとともに、事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、公表する必要があります。職員を兼務しており、職員給与を受けている理事がいる場合は、その職員給与も含めて公表します。

●評議員会関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
評議員の出席状況について	評議員会の出席状況がよくない評議員がいる。	評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に出席できない者が評議員に選任されていることは適当ではありません。社会福祉法人として、欠席が継続している事情を確認し、当該評議員に出席を求める等の対応が必要です。
招集について	評議員会を招集する場合に、理事会の決議によって評議員会の日時及び場所、議題等の事項を定め、開催の1週間前までに書面等により通知していない。	原則として、評議員会は理事が招集することによって開催することになります。そして、理事が評議員会を招集するためには、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第181条に基づき、理事会で次の事項を決定する必要があります。 (1) 評議員会の日時及び場所 (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要  上記の理事会決議に基づいて評議員に招集通知を発出する場合、評議員会の日の1週間前（中7日を空ける）までに発出する必要があります。

社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項  
【社会福祉法人運営面】

指摘事項	指摘内容	ポイント
決議事項について	評議員会において、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項以外について決議している。	<p>社会福祉法第45条の8第2項にあるとおり、評議員会は社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができます。これら以外の事項については報告に留めてください。</p> <p>なお、評議員会における法定決議事項で、代表的なものは次のとおりです。</p> <p>※【】内は根拠となる社会福祉法の規定</p> <p>(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任 【選任：第43条、解任：第45条の4第1項及び第2項】</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額 【理事：第45条の16第4項、監事：第45条の18第3項】</p> <p>(3) 理事及び監事並びに会計監査人の責任の免除 【全ての免除：第45条の22の2、一部の免除：第113条第1項】</p> <p>(4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 【第45条の35第2項】</p> <p>(5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認 【計算書類：第45条の30第2項、財産目録：施行規則第2条の40】</p> <p>(6) 定款の変更 【第45条の36第1項】</p> <p>(7) 解散の決議 【第46条第1項第1号】</p> <p>(8) 基本財産の処分 【定款例】</p> <p>(9) 残余財産の処分 【定款例】</p> <p>(10) 合併の承認 【消滅法人：第52条、存続法人：第54条の2第1項、新設合併：第54条の8】</p> <p>(11) 社会福祉充実計画の承認 【第55条の2第7項】</p> <p>(12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>
議事録について	評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。	評議員会議事録の記載事項は、社会福祉法施行規則第2条の15第3項で定められています。議事録の作成に係る職務を行った者の氏名については、第7号で規定されています。

**社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項**  
【社会福祉法人運営面】

●理事会関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
理事の出席状況について	理事会の出席状況がよくない理事がいる。	理事会の役割の重要性に鑑みると、実際に理事会に出席できない者が理事に選任されていることは適当ではありません。社会福祉法人として、欠席が継続している事情を確認し、当該理事に出席を求める等の対応が必要です。
監事の出席状況について	理事会の出席状況がよくない監事がいる。	社会福祉法第45条の18第3項により、監事には理事会への出席が義務付けられています。監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、実際に理事会に出席できない者が監事に選任されていることは適当ではありません。社会福祉法人として、欠席が継続している事情を確認し、当該監事に出席を求める等の対応が必要です。
招集通知の発送について	理事会を招集する場合に、理事会の日の一週間前（中7日）までに、各理事及び各監事に通知していない。	理事会を招集する者は、社会福祉法第45条の14第9項に基づき、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知を發出しなければなりません。通知の方法については法律上制限されていませんが、記録が残る方法で行ってください。
招集について	理事会の招集手続の省略を行っているが、理事及び監事全員の同意を示す書面等が確認できなかった。	理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続（招集通知の発送）を省略することができます。全員の同意が確認できる書面等を保存しておいてください。

●その他

指摘事項	指摘内容	ポイント
法人登記について	理事長を選任（重任）した場合において、就任後2週間以内に登記が行われていない。	社会福祉法第34条では、社会福祉法人はその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。登記事項の変更がある場合は、組合等登記令第3条第1号（代表者の選任（重任））及び第3号（資産総額の変更）に定めるところにより変更の登記をしなければならないため、期限に注意してください。
	資産総額変更登記が、事業年度終了後3月以内に行われていない。	

社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項  
【社会福祉法人運営面】

指摘事項	指摘内容	ポイント
理事長（以下）専決事項について	理事長や理事長以下の職員が専決できる契約等の金額及び範囲について、具体的に規定していない。	法人の意思決定や処分案件は、理事会の決議を経なければいけません が、その件数が膨大な量になり、理事会がすべてを決定することは困難な状況である場合には、理事長にその決定権限を委ね、理事会で定める専決規程等により専決権者や専決内容を規定することが必要です。
現況報告書について	現況報告書に地域における公益的な取組を記載していない。	社会福祉法第24条では、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。その内容は多様ですが、取組を行っている場合には、現況報告書にも記載するように努めてください。  ※参考（厚生労働省ホームページ） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000336188.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000336188.pdf</a>